

## ●浦添市介護に関する入門的研修業務委託仕様書

### 業務名

令和8年度浦添市介護に関する入門的研修業務

### 事業の目的

高齢化が進む中、介護サービスについては今後も需要の増加が見込まれるところであるが、これを支える介護人材の不足は全国的な問題となっており、浦添市においても福祉サービスの担い手となる人材の確保が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、介護未経験者等が介護に関する基本的な知識や技術を学ぶことで、介護に携わる上での不安を払拭することにより多様な人材の参入促進、介護人材のすそ野拡大にむけて浦添市介護に関する入門的研修事業を実施する。

### 委託期間

本業務委託契約締結日から令和9年3月19日まで

### 業務内容

受託者は本事業の目的や趣旨に合致した研修を下記のとおり実施すること。

なお、本業務は「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日 社援基発0330第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）（以下「関係通知」という。）に基づくものである。

#### 【準備業務】

- チラシ及びSNS等に掲載するデータを作成し、浦添市へ提出すること。
- 上記の方法を用いて、浦添市内に居住する者へ広く周知すること。
- 参加の申込み受付から受講対象者の決定及びその通知までを行うこと。
- 研修実施会場は、受託者が会場の確保・予約を行うこと。なお、当市が仮押さえしている会場を使用する場合、使用料等係る経費が発生する場合は受託者側が負担すること。

仮押さえ期間について

（ハーモニーセンター）

令和9年1月16日～同年1月22日、同年1月25日～1月31日 全日9時～22時

利用料無 詳細はHP参照

- 研修に必要な備品（マイク、スピーカー等）、消耗品及び通信機器（パソコン、プロジェクター等）を自ら準備すること。  
※仮押さえしている会場では一部備品として利用できるものもございます。
- 研修に必要な教材の準備を行い、研修開催の1ヶ月前までに浦添市へ事前に提出し、承諾を得ること。

- ハイブリット形式等で行う際に発生する費用（修了証の郵送代等）については受託者が負担すること。
- 受託契約締結から契約終了までの研修計画案を作成し報告すること。
- 研修当日、急遽欠席（体調不良等）となる参加者が予測されるため欠席した際の対応をあらかじめ決めておくこと。

#### 【研修概要】

開始時期	令和9年1月頃
研修実施時間	日中コースと夜間・休日コースの2コース制 （どちらかのコースに通常型と10名程度の <sup>※</sup> 就職希望者限定特化型を設ける） ※研修終了後に就労に向け介護事業所とのマッチング支援の実施を行い介護分野への参入支援を行うこと。
定員	50人程度 各コース人数調整可 例（日中コース20名、夜間・休日コース20名、就職希望者限定コース10名）
受講対象者	受講申請日において、浦添市に住所を有する者 なお、具体的な受講対象者は次の例のほか、関係通知に規定する目的に沿う者であれば、幅広く募集することも可能とする。 ・介護職に興味がある者 ・浦添市内の介護サービス事業所への就労を希望する者 ・介護について学習したい者
研修実施会場	浦添市内で駐車場（無料）を有し、研修事業に適している会場
研修内容	関係通知に基づく研修を実施すること。 ※当該通知以外にも、上記「事業の目的」を達成することに寄与すると判断される企画を研修内容に盛り込むことも可能とする。（企画提案事項） ※実技を含めた研修内容を盛り込むことも可
実施形式	研修実施会場での対面方式 ※ハイブリッド式で行うことも可 （その場合は来場の方も含めた定員100人程度）
研修参加費	受講者側の費用発生はないものとする。なお、研修内容において衛生材料等を用いることが望ましいと判断される場合は、必要最小限度の範囲で受講者側から受領することができるものとする。 ※この場合は、広告チラシ等に明記すること。

#### 【運営業務】

- 講師や業務補助者などの人員を適切に配置し、当日の会場設営、受付、司会進行等の事業実施に関するすべての業務を適切に実施すること。
- 本事業の目的を理解、達成することができる講師や業務補助者を選定すること。

#### 【成果調査及び分析】

- 研修の成果分析に向けて、講義参加者へ研修に関するアンケートを行うこと。
- 研修の成果の実態調査や分析を実施し、書面により浦添市へ報告を行うこと。

#### 損害賠償

本研修中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、浦添市に発生した原因及び経過を速やかに報告し、浦添市からの指示に従うこと。

#### 支払方法

- 浦添市は、受託者より業務完了の報告確認後、受託者から契約代金の請求を受けるものとする。
- 浦添市は、受託者から請求を受け、業務内容を精査した後、その請求を受けた日から30日以内に、受託者の指定する金融機関に支払いを行う。

#### その他

- 受託者は、業務上知りえたことを第三者に開示・漏洩しないこと。また、本業務以外の目的に使用しないこととし、本契約終了後もまた同様とする。
- 本事業の実施に当たり「個人情報の保護に関する法律」、「浦添市個人情報保護法施行条例」その他関係法令等を遵守すること。
- 受託者は、本受託業務を他の第三者へ委託することはできない。
- 本仕様書に定めのない事項、疑義のある事項については、浦添市と受託業者で十分な協議の上、両者誠意をもって対応し決定するものとする。